

(介護予防) 訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ジーエイチネットワークが開設する、訪問看護リハビリステーション和気あいあい（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び、介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問看護して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

- 2 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- 3 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防、訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所及び出張所の名称等)

第3条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

主たる事業所

名 称 訪問看護リハビリステーション和気あいあい

所在地 千葉県柏市松葉町3丁目24-7

出張所（サテライト）

名 称 訪問看護リハビリステーション和気あいあい・我孫子

所在地 千葉県我孫子市我孫子1861

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 看護師若しくは保健師1名（訪問看護師兼務）

① 主治医との連絡調整及び報告

② 訪問看護師の管理

③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導

- ④ 利用者の状態把握とサービスの査定
- ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
- ⑥ 利用者の記録保存・管理
- ⑦ 関係機関との連絡調整
- ⑧ 事業計画、事業報告の作成
- ⑨ 設備、備品等の衛生管理
- ⑩ 管理事務処理並びに経理処理

(2) 訪問看護師 看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

常勤換算方法で、2.5名以上（常勤1名以上）

- ① 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ② （介護予防）訪問看護計画の作成（准看護師を除く）及び訪問看護の実施
- ③ 訪問看護実施内容の記録及び報告
- ④ 必要に応じ主治医との連絡調整
- ⑤ 管理者への協力

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数 ※必要に応じて雇用する。

- ① 訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後6時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定（介護予防）訪問看護の提供方法)

第6条 指定（介護予防）訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した訪問看護指示書（以下「指示書」という。）により、看護師等が利用者を訪問して（介護予防）訪問看護計画書を作成し、指定（介護予防）訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師の指示書の交付を求めるように助言する。

2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定（介護予防）訪問看護の内容)

第7条 指定（介護予防）訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア

- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

(1) 介護保険の対象者

介護保険の要介護等の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は30分未満・1時間未満・1時間30分未満のいずれかとする。

(2) 医療保険の対象者

- ① 介護保険の要介護等の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、回数の制限はなしとする。
- ② ①以外の方は、週3日までの訪問看護とする。又、1回の訪問看護時間はおおむね30分から1時間半程度とする。
- ③ 但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の『特別指示書』の交付があった場合、交付の日から14日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

介護保険指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 要介護の認定を受けていない方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、1日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律 第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。
- 3 要介護等の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちでない方（健康保険証をお持ちの方）は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
- 4 1以外で主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
- 5 利用料金は原則として、金融機関への振込または自動引き落としとするが、利用者の希望により、訪問時毎または1ヶ月毎の集金も可能とする。
- 6 その他の利用料金は以下の通りとする。

(1) 介護保険

通常の事業の実施地域（第10条に定める地域）を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の実施地域を越えて1kmにつき 50円

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（２） 医療保険

- ① 利用者の申出による休日または１７時以降の時間外に訪問した際の訪問看護料金
 - ② 利用者の申出による長時間に当たる訪問料金
 - ③ 利用者の申出による死後の処置にとまなう費用
 - ④ 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。
- 7 料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文章に署名、捺印をしてもらうこととする。
 - 8 キャンセル料については、利用予定日の前日まで申し出があった場合は無料とし、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合には 2,000円を徴収する。

（相談・苦情対応）

第9条 事業所は、利用者から相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善内容を報告する。

（事故処理）

第10条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第11条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域）

第12条 介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域は、柏市内と

する。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第17条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回以上
- ③ 研修内容

- | | | |
|-----|-------------------------|-----|
| (1) | 虐待防止・身体拘束防止についての研修 | 年1回 |
| (2) | BCP策定、計画についての研修およびBCP訓練 | 年1回 |
| (3) | 感染予防についての研修 | 年1回 |

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、職員でなくなったあとにおいても同様とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ジェーエイチネットワークと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は平成27年2月1日から施行する。

この規程は平成28年8月1日から施行する。

この規程は平成29年7月18日から施行する。

この規程は令和4年2月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。